

番 号
年 月 日

様

鳥取県知事

印

体験の機会の場の認定取消通知書

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 体験の機会の場の名称
- 2 体験の機会の場の所在地
- 3 取消日
年 月 日
- 4 認定取消の理由

お知らせ この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。